

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記1に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「確認申請書」という。)を次の書類等を添付し、下記3の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

- ア 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であることがわかる書類(パンフレット等)
- イ 医療機器修理業許可証の写し
- ウ 履行実績証明書(様式第7号)、履行実績証明願(福島県以外が発注した契約の実績証明が必要な場合。様式第8号)

3 入札書の提出期間等

(1) 確認申請書の提出期限

令和8年3月13日(金) 午後5時

福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満289番一1

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所

ただし、申請書類は郵送(期限必着)を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和8年3月25日(水) 午後3時30分

福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満289番一4

ならば薬局

なお、郵送による入札は認めない。

(3) 開札の日時及び場所

令和8年3月25日(水) 午後3時30分

福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満289番一4

ならば薬局

4 入札方法等

(1) 入札書は、指定の入札書(第5号様式)に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所からの通知)

イ 委任状(第6号様式) 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印(委任状の受任者印と同一のもの)をすること。

5 入札保証金

- (1) 契約権者は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額(単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額(単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額))の100分の3以上の額の入札保証金を現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、出納取扱金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限り。)で納めさせ、又はその納付に代えて担保として福島県病院局財務規程(以下「財務規程」という。)第70条第1項各号に規定する有価証券を提出させなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、契約権者は、財務規程第192条の規程のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (3) 入札保証金の納付、減免及び還付については、確認申請書を受理した後、別途通知する。

6 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記3で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記4の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

7 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所(フ

ァクシミリ0240-23-6502)へ令和8年3月10日まで説明を求めることができる。福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所は、ホームページに掲載する方法により回答する。回答予定日は令和8年3月12日。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人が提出した入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
- (7) 鉛筆書きによる入札書
- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10)明らかに連合(談合)によると認められる入札

11 落札者の決定方法

(1) 財務規程の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

12 契約保証金

(1) 落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条の規程のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとする。

(3) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(4) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

13 契約書等の作成

(1) 業務委託契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、契約権者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約権者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

14 契約条項

契約条項は、契約書(案)及び財務規程による。

15 その他

当該契約に関する事務を担当する部門は、上記3の(1)と同じである。

参考

福島県病院局財務規程（抜粋）

（契約保証金の減免）

第174条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。以下第192条第1項第2号において同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5)～(12) (略)

（入札保証金の減免）

第192条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約及び庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するとき。